

男鹿市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、男鹿市が発注する建設工事の成績を評定（以下「評定」という。）するために必要な事項を定め、厳正かつ確かな評定を実施することで請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の予定価格が500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、機械器具設置、電気通信工事及び維持修繕工事等で市長が特に必要がないと認めた工事については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定の評定者（以下「評定者」という。）は、所管課長、監督員を指導・総括する立場の職員（以下「総括監督員」という。）及び監督員（財務規則第135条による監督職員をいう。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事完成のとき及び工事検査の都度行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき行うものとする。この場合において、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

(評定表)

第5条 評定は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙1から別紙5まで）を用いて、男鹿市工事成績評定表（様式第1。以下「評定表」という。）及び細目別評定点採点表（様式第2）によって行うものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 市長は、評定を行ったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（様式第3）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に対し通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第5条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定に係る説明書（様式第4）により回答するものとする。

3 市長は、第1項の規定により説明を求めることができる旨を、第5条及び前条の通知において明らかにするものとする。

(改善要請)

第9条 市長は、当該評定の評定点が60点未満の工事の請負者に対して、改善要請書（様式第5）により改善要請を行うものとする。

(評定表の提出)

第10条 評定者は、評定の終了後遅滞なく入札契約事務担当課長へ評定表を提出する。

(評定の集計及び報告)

第11条 入札契約事務担当課長は、提出された評定表を取りまとめ、その結果を請負人別評価結果一覧表(様式第6)として作成し、直近の建設工事請負業者指名審査委員会に報告する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する

様式第3

平成 第 年 月 日

様

男 鹿 市 長

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、男鹿市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの通知を受けた日の翌日から起算して14日(休日を含まない)以内に書面により説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

1. 工 事 名 : _____
2. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 完成検査年月日 : 平成 年 月 日
4. 評 定 点 : _____ 点 (項目別評定点は、別紙1のとおり)
5. 担 当 課 : _____

細 目 別 評 定 点

工 事 名 :

項 目	細 目	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.2 点
	II. 配置技術者	／ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／11.7 点
	II. 工程管理	／ 9.3 点
	III. 安全対策	／10.7 点
	IV. 対外関係	／ 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／16.5 点
	II. 品質	／18.5 点
	III. 出来ばえ	／ 11.1 点
4. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.4 点
5. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 6.4 点
		／100 点

平成 第 年 月 日

様

男鹿市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められていた評定内容について下記のとおり回答いたします。本説明に疑問があるときは、市長に対してその疑問の旨を付してこの書面の回答を受けた翌日から起算して14日（休日を含まない）以内に書面により、再説明を求めることができます。疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

1. 工 事 名 :

2. 疑問に対する回答

3. 担 当 課 :

様

男鹿市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められていた評定内容について下記のとおり回答いたします。

1. 工 事 名 :
2. 疑問に対する回答
3. 担 当 課 :

様

男鹿市長

印

工事成績に係る改善要請について（通知）

貴社が施工した下記の工事について工事成績の評定点が著しく低い点数となっています。つきましては、男鹿市工事成績評定要領に基づき、今後係ることのないよう下記について改善要請いたします。

工 事 名			
項 目	細 別	評 点	改善要請の内容
施工体制	施工体制一般		
	配置技術者		
施工状況	施工管理		
	工程管理		
	安全対策		
	対外関係		
出来形及び 出来ばえ	出来形		
	品質		
	出来ばえ		
創意工夫	創意工夫		
社会性等	地域への貢献等		
法令遵守	法令遵守等		
総合評定点			

